



# 同一労働同一賃金の対応は 出来ていますか？

日時：令和3年9月16日（木）  
13:30～15:00

場所：WEB会議形式（ZOOM）

定員：5名限定（先着順） 受講料無料



中小企業は 2021年4月1日から適用

- ①同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について不合理な差を設けることが禁止されます。
- ②短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由について説明を求められた場合は、説明しなければなりません。

**講師 室田 律子**

（むろた りつこ）

石川県よろず支援拠点

コーディネーター

●専門分類

労務一般、助成金申請、  
就業規則、創業支援など

●勤務 木曜日

お問い合わせ  
申込先

石川県よろず支援拠点（公財）石川県産業創出支援機構  
住所：石川県金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館1階  
TEL：076-267-6711

参加申込は、お申込み用紙を記入しメールで送付してください。  
[yorozu@isico.or.jp](mailto:yorozu@isico.or.jp)

参加申込書は、石川県よろず支援拠点のホームページから  
ダウンロードできます。

<https://www.isico.or.jp/site/yorozu/yorozu-download.html>